

令和4年度第1回白井市空家等対策協議会について

◎白井市空家等対策計画の見直しに係るこれまでの協議

1 令和3年度 第1回協議会（令和3年10月19日）での議事

○現行計画の見直しの「策定方針について」を協議、決定

- 1 現行の計画の基本方針を踏襲し、計画の見直しを行うこととする。
- 2 見直しにあたり、空家対策を**予防**、**活用**、**管理**、**除却**に分類、整理を行う。
- 3 市民に対するフィードバックを計画の本編又は資料編に記載する。

2 令和3年度 第2回協議会（令和4年3月11日）での議事、決定（意見あり）

○現行計画の見直しの「市民による参加・協働の取組み」を盛り込むことを協議

- ・（案1）住宅等の所有者等は、その財産の将来について、家族・近所・町内会と話し合い、活用・管理・除却を計画し、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように努めるものとする。
- ・（案2）住宅等の相続人は、相続登記を速やかに行い、その空き家の管理方法を計画し、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように努めるものとする。

（協議会での意見）

- ・「将来」というと、漠然としている。直近の問題として捉えたほう良いのでは。
- ・「住宅等」ではなくて「空家等」に限定したほうが分かりやすいのではないか。
- ・「家族」は、法的に非常に微妙なことなので、近所のコミュニティを絡めるというのは、表現を慎重にしなければならない。家族関係に近所が入り込んでしまうという可能性がある。
- ・行政の役割とコミュニティの役割をもう少し分かりやすく丁寧に書くこと。

これまでの協議会での意見を踏まえ、現行計画見直し（素案）を作成

（次頁に続く）

3 今回 令和4年度第1回協議会（令和4年7月21日）での議事

○現行計画の見直し（素案）について（策定方針、市民参加に関すること）【協議】

1 基本的な方針（P.14）

「対策の視点4項目」及び「市民参加」によって空き家率の上昇を抑制する。

（対策の視点4項目＝**予 防**、**活 用**、**管 理**、**除 却**）

2 市民参加の取り組みの例（空き家コミュニケーション）

（1）住宅の所有者が行う市民参加（参加・協働）の取り組み（P.16）【前回案1・2】

- ・住宅等の所有者は、その住宅の維持管理が困難になり、その後不適切な空き家とならぬよう、相続・管理・売却等について家族と相談をしておく。
- ・相談できる家族等が身の回りに居ない場合には、親戚、友人、近隣住民などに空き家を委ねることができる関係を構築しておく。
- ・相談できる人が身の回りに居ない場合には、市や千葉司法書士会等の協定団体及び身近な銀行や不動産業者等に助言や相談を求め、不適切な空き家とならぬよう努める。
- ・所有者が単身世帯の場合は、不測の事故等を想定し、近隣住民などに見回り等の防犯や掃除・草刈り等の衛生管理を一時的に依頼できる関係を構築しておく。
- ・空き家の相続人等は、相続登記を速やかに行うと共に、居住・賃貸・売却等活用方法を検討する。なお、やむを得ず空き家の状態で所有する場合は、所有者と同等の維持管理等を計画・実行し、不適切な管理の空き家とならぬよう努める。

（2）市民等が行う市民参加（参加・協働）の取り組み（P.18）【追加】

- ・町内会等においては、区域内において不適切な空き家が発生させないための予防策や、発生した場合の対応策について、日頃から協議検討に努める。

3 市民と行政の役割分担による参加・協働の体制（P.22）【追加】

本編の最終ページに空き家対策における参加協働について、各立場の役割をイメージできるように図で表現しました。

協議会スケジュール

日程		計画の見直し		特定空家の判定基準等	
令和3年度	10月	協議会	現行の計画及び見直しの方針に対する説明	事務局	事務局
			市民参加（意見交換会等）	意見取りまとめ	決定（案）作成
	2月	協議会	市民参加での意見の提示、協議		決定（案）の説明、協議
				（案）作成	起案・決裁
	7月	協議会	（案）の説明、協議		決定の報告
令和4年度				決定（案）作成	
	10月	協議会	決定（案）の説明、協議		
				決定（案）の修正	
			市民参加（パブコメ）		
	2月	協議会	パブコメ後の案の説明、協議		決定（案）の修正
				起案・決裁	
	3月		行政経営戦略会議 決定案の報告		